

「振り込め詐欺救済法」施行に関するお知らせ

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）」が、平成20年6月21日に施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の犯罪行為により被害を受けた方に関する財産的被害を迅速に回復することを目的として、不正利用口座（犯罪目的の振込先となった預金口座等）に金銭が滞留している場合には、滞留している金銭の範囲内で、また複数の被害者がおられる場合は、被害の額に応じて（比例按分）払戻しを受けられるというものです。

◇ 「振り込め詐欺救済法」が適用される犯罪

「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたもの」と規定されており、具体的には、オレオレ詐欺や架空請求等の振り込め詐欺のほか、インターネット・オークション等を利用した詐欺、いわゆるヤミ金融など、人の財産を害する犯罪行為全般であって、預金口座等への振込みが利用されたものが対象となります。

◇ 振り込め詐欺救済法にかかる被害回復分配金支払までの流れ

- ① 金融機関による、犯罪利用の疑いがあると認められる預金口座等の取引停止等の措置
- ② 金融機関による、犯罪利用預金口座等と疑うに足りる相当な理由があることの認定
- ③ 預金保険機構による公告（失権公告）
↓ 一定期間（60日以上）の経過
- ④ 失権（名義人の預金等債権消滅）
↓ 金融機関による預金保険機構への公告の求め
- ⑤ 預金保険機構による分配金支払のための公告
金融機関による被害者からの支払申請受付
↓ 一定期間（30日以上）の経過
- ⑥ 支払請求権の確定
- ⑦ ⑥で認定された被害者への支払

※被害を受けた方への対応は、原則として犯罪利用された預金口座が存在する金融機関（振込の被仕向金融機関）において行われます。

◇ 振り込め詐欺救済法や被害者の方の手の流れ及び資金返還の対象となる預金口座の公告等は、[預金保険機構のホームページ](#)をご覧ください。

当金庫預金口座へのお振込みにより振り込め詐欺等の犯罪行為による被害を受けたと思われる方は、直ちに警察等の捜査機関へ届出いただくとともに、以下の窓口にご連絡ください。

【連絡窓口】

東山口信用金庫：事務部 0820-22-3505

受付時間：平日 9：00～17：00

また、当金庫以外の金融機関の預金口座へのお振込みにより振り込め詐欺等の犯罪行為による被害を受けたと思われる方は、直ちに警察等の捜査機関へ届出いただくとともに、該当の振込先金融機関へご連絡いただきますようお願いいたします。

《支払該当者決定を受けた方へ》

当金庫に「被害回復分配金 支払申請書」を提出された方で「決定表」の閲覧をご希望の方は、【連絡窓口：本部（事務部）】（0820-22-3505）に事前にご連絡のうえ、受付時間内に下記店舗にお越し下さい。

閲覧場所 本店営業部 TEL.0820-22-3501

受付時間 月曜日～金曜日 9：00～15：00
（当金庫休業日を除きます）

閲覧方法 「決定表閲覧請求書」にご記入の上、ご本人を確認できる書類（運転免許証等）を添えて窓口にご提出下さい。

なお、「決定表」の閲覧期間は、預金保険機構が「被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告」を行った後、6カ月とさせていただきます。